

## 令和7年11月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 午後3時30分～午後4時00分

2. 開催場所 三芳町役場 301会議室

3. 出席委員 12 人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	田中 義行

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第98号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

報告第86号 農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)

報告第87号 農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)

報告第88号 農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)

報告第89号 農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)

報告第90号 農地法施行規則第53条第1項第20号の規定による農地の試掘調査の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 大久保 淳 主幹 江田 直也

主事 三浦 涼太 主事 石原 栄 主事補 清水 大輝

## 6. 会議の概要

- 会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
- 本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田 裕康委員、矢島 秀信委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。
- 事務局 議案第98号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり  
報告第86号、1、農地法第3条の3の規定による権利移転届出書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第87号、1、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第88号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり  
報告第89号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり  
報告第90号、1、農地法施行規則第53条第1項第20号の規定による農地の試掘調査の件(報告)、別紙のとおり  
令和7年11月25日提出  
三芳町農業委員会 会長 長谷川 清行  
以上でございます。
- 会長 議案第98号番号1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 1ページをご覧ください。  
議案第98号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件となっております。  
番号1につきましては、  
権利が所有権の移転となっております。  
所在が○○○○の1筆となります。  
所在につきましては、2ページから3ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。  
登記簿地目、現況地目とともに畠であり、面積は70m<sup>2</sup>となっております。  
譲渡人が○○○○、○○○○  
譲受人が○○○○、○○○○  
○○○○、○○○○  
申請事由が、自己用住宅となっております。  
詳しい土地の選定理由ですが、譲受人は現在借家に居住しており、将来の家族構成や通勤の利便性を踏まえ、勤務先や都内へのアクセスが良好な実家の近くに自宅を新築したいと考えておりました。当初は農地以外の宅地を検討しましたが、適

地が見つからず、母と相談の上、実家隣接の月極駐車場跡地に建築することいたしました。なお、市街化調整区域において自己用住宅を建築する際は、三芳町の開発基準において敷地面積 200 m<sup>2</sup>以上とすることとされています。この要件を満たすため、不足分については〇〇〇〇所有の隣接農地の一部を活用することについて相談し、承諾を得られたため、本申請に至ったとのことです。

詳しい配置図、平面図、立面図、断面図につきましては、4ページから7ページをご覧ください。

続きまして、8ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきまして、農地区分は第1種農地となります。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、集落接続(住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの)、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用についてや申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キについての基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しております、支障はないと考えております。

また、地域の効率的、総合的な農地利用へ支障がないかどうか、につきましてもア～ウの基準について、三芳町観光産業課農業振興担当と協議の上、地域計画、及び三芳町農業振興地域整備計画への影響がないことを確認しております。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 現地を確認してまいりました。  
以前からしっかり管理をしている農地で、きれいな状態でした。  
問題ないかと思われます。審議の程よろしくお願ひいたします。

会長 議案第98号番号1について何か意見ございませんか。

1番委員 譲渡人と譲受人は親子でしょうか。また、都市計画法の開発許可は問題ないのでしょうか。

事務局 譲渡人と譲受人は、叔父と姪の関係にあります。本案件についての開発許可については問題ない旨を確認しております。

1番委員 分かりました。

会長 他に質問はございませんか。

事務局

異議なしの声がでましたので議案第98号番号1は許可相当とします。  
これよりは報告案件となります。事務局より説明をお願いします。

9ページをご覧ください。

報告第86号は、農地法第3条の3の規定による相続等による権利移転届出書受理の件となっております。

番号1につきましては、

所在が○○○○から、○○○○までの計11筆となっております。

所在につきましては、10ページから17ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠で、面積は合計15, 811m<sup>2</sup>となっております。

被相続人が、○○○○、○○○○

相続人が、○○○○、○○○○

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、  
あっせんの希望は無しで受理済みです。

再度9ページをご覧ください。

番号2につきましては、

所在が○○○○の1筆となっております。

所在につきましては、18ページから19ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠で、面積は2, 545m<sup>2</sup>となっております。

被相続人が、○○○○、○○○○

相続人が、○○○○、○○○○

権利は所有権の移転で、申請事由は相続となり、  
あっせんの希望は無しで受理済みです。

続きまして20ページをご覧ください。

報告第87号は、農地法第6条の2の規定による農地等の利用状況報告書受理の件です。

法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。

報告第87号番号1につきましては、

所在が○○○○の1筆となっております。

所在につきまして、21ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠となっており、農振地域となっております。

面積が2, 076m<sup>2</sup>となっております。

こちらは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定による賃借権の設定になっております。

貸人が○○○○、○○○○

借人が○○○○、○○○○

となっております。

権利の始期と終期は令和5年10月1日から令和15年9月30日までの

10年となります。

こちらの利用状況報告書につきましては届出受理済であり、年間従事日数や農地の管理状況については確認済みでございます。

続きまして22ページをご覧ください。

報告第88号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和7年8月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りを行う件で審議を行い、決定をいただきました。

その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が○○○○、○○○○、○○○○、○○○○の計4筆となります。

所在につきましては、23ページから26ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。

面積は上から1, 872m<sup>2</sup>、1, 090m<sup>2</sup>、1, 733m<sup>2</sup>、0.52m<sup>2</sup>の計4, 695.52m<sup>2</sup>であり、権利が使用貸借権の設定です。

貸人が、○○○○、○○○○

借人が、○○○○、○○○○

権利の始期と終期ですが、

令和7年11月1日から令和17年10月31日までの10年間となります。

番号2につきましては、

所在が○○○○、○○○○、○○○○、○○○○の計4筆となります。

所在につきましては、27ページから29ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畠であり、農振農用地となります。

面積は上から1, 968m<sup>2</sup>、1, 232m<sup>2</sup>のうち1, 017m<sup>2</sup>、317m<sup>2</sup>、469m<sup>2</sup>の計3, 771m<sup>2</sup>であり、権利が使用貸借権の設定と賃借権の設定です。

貸人は○○○○、○○○○

借人が、○○○○、○○○○

権利の始期と終期ですが、

令和7年11月1日から令和13年10月31日までの6年間となります。

公告日は番号1番号2のどちらも令和7年10月27日となります。

続きまして、30ページをご覧ください。

報告第89号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。

報告第89号番号1、番号2は連動しておりますので併せてご報告します。

番号1は耕作者から中間管理機構への返却の件となっており、

番号2は中間管理機構から地権者への返却の件です。

番号1及び番号2の所在は○○○○の1筆となっております。

所在につきましては、31ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目とともに畠となっており、農振地域となっております。  
面積は283m<sup>2</sup>となっております。

番号1につきましては、

貸人が○○○○○、○○○○○

借人が○○○○○、○○○○○となっております。

番号2につきましては、

貸人が、○○○○○、○○○○○

借人は、○○○○○、○○○○○

解約申入日、解約成立日、が令和7年10月16日

解約引渡日が令和7年11月30日

解約通知日は令和7年10月22日となっており、

解約事由は合意解約で受理済みです。

続きまして、32ページをご覧ください。

報告第90号は、三芳町教育委員会より提出された、農地法施行規則第53条第1項第20号の規定による農地の試掘調査に関する報告の件となります。

農地法施行規則第53条は、農地の転用のための権利移動の制限の例外となります。ここで定める事項は例外的に農地転用許可を要しないこととなっており、本案件は、農地法施行規則第53条第1項第20号に当たり、「地方公共団体が文化財保護法第九十九条第一項の規定による土地の発掘を行うため、農地を一時的に農地以外のものにするためこれらの土地につき使用及び収益を目的とする権利が設定される場合」に合致するため、農地転用許可は要らず、報告のみとなります。所在が○○○○○の1筆となっております。

所在につきましては、33ページの案内図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目とともに畠となっております。

面積は70m<sup>2</sup>となっております。

なお、詳しい土地利用計画につきましては、34ページの土地利用計画図をご覧ください。

試掘調査期間は、令和7年11月14日から令和7年12月19日となっており、掘削方法は、深さ1mから3m、長さ27mのトレーナーを1本掘削予定となります。

被害防除方法は、試掘調査をする敷地外周にロープやネット等で囲いをすることです。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。  
令和 7 年 12 月 22 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康

署名委員 矢島 秀信